

亀山市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の17に基づき、高額療養費の支給申請に係る手続を省略すること（以下「手続の簡素化」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 手続の簡素化の対象となる者（以下「対象者」という。）は、亀山市国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主であつて、国民健康保険税の滞納がないものとする。

(対象となる高額療養費)

第3条 手続の簡素化の対象となる高額療養費は、省令第27条の16第1項に規定する月間の高額療養費とする。

(手続の簡素化の申出)

第4条 対象者は、手続の簡素化の申出をする場合は、高額療養費の支給申請を行う際に、国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書（別記様式。以下「申出書兼同意書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申出に基づき支給決定を受けた場合は、当該申出をした月以後の高額療養費の支給申請を省略することができる。

3 第1項による申出の内容に変更があつた場合は、対象者は、申出書兼同意書を提出しなければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定により申出をした対象者に、高額療養費の支給に該当する月があるときは、当該月ごとに高額療養費の支給を決定し、当該対象者に通知するものとする。

(手続の簡素化の停止)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止するものとする。

(1) 申出をした対象者から手続の簡素化を停止する旨の申出があつた場合

(2) 第2条に規定する対象者に該当しなくなった場合

- (3) 指定した金融機関の口座に支払ができなかった場合
 - (4) 申出の内容に偽りその他不正があった場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が手続の簡素化を停止することが適当であると認めた場合
- (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後の診療に係る高額療養費支給申請について適用し、同日前の診療に係る高額療養費支給申請については、なお従前の例による。